平成２６年（フ）第１３２５号
名古屋市南区三条２丁目10番15号
破産者　共栄株式会社
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９０号
名古屋市中村区城屋敷町２丁目60番地
破産者　有限会社誠工業
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６９号
名古屋市中川区広田町１丁目42番地アクティブエリアＫ－Ｃ号
破産者　一般社団法人伝統文化国際交流協会
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
堺市堺区田出井町１番２－4204号
破産者　池田　好雄
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目15番30号
破産者　株式会社ネクストホームコーポレーション
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
大阪府箕面市西小路５丁目１番３号３階
破産者　大協ハウジング株式会社
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
北海道三笠市唐松町２丁目304番地
破産者　丸安商事株式会社
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第３２４号
茨城県ひたちなか市牛久保１丁目５番25号
破産者　日本通信放送株式会社
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６７９号
東京都小平市花小金井４丁目21番１－301号
破産者　半谷　貴子
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目８番地
破産者　株式会社俊和
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４４号
神奈川県三浦郡葉山町一色1352番地の２
破産者　有限会社ウッズオブ葉山
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１７９号
静岡県沼津市大岡1286番地
破産者　有限会社新栄保温工業所
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
東京都港区浜松町１丁目11番９号
破産者　有限会社ジェイ・プロジェクト
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７９号
愛知県豊橋市中岩田３丁目５番地の20、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市天伯町字梅ヶ丘121番２
破産者　ＢＥＳＴ　ＲＯＯＭ株式会社
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２１号
三重県鈴鹿市三日市南２丁目２番９号
破産者　株式会社グローバル
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２２号
三重県四日市市伊坂台３丁目19番地、前住所三重県鈴鹿市三日市南２丁目７番20号
破産者　内田　　志
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６８７号
京都市西京区桂徳大寺北町44番地
破産者　有限会社モジテック
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市西長洲町３丁目５番５号
破産者　大川工業株式会社
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１５号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目23番５号
破産者　株式会社ランパート
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９５号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目９番29号
破産者　有限会社トゥモロー
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８７号
岡山市北区高柳東町２番18号アルファライフ高柳302号
破産者　奥山　智美
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
大分県日田市大字十二町792番地１
破産者　株式会社是空博多
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部